

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(臨時報告書の記載内容等) 第十九条 (略)</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一〇十八 (略)</p> <p>十九 当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の九に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合 次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>三〇十一 (略)</p>	<p>(臨時報告書の記載内容等) 第十九条 (略)</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一〇十八 (略)</p> <p>十九 当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の二に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合 次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>三〇十一 (略)</p>

○ 企業に格付の課税と課するに關するに關する令 (昭和四十八年大蔵省令第五号)

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【企業情報】</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【経理の状況】 (59)</p> <p>1【連結財務諸表等】</p> <p>(1)【連結財務諸表】 (60)</p> <p>①【連結貸借対照表】 (61)</p> <p>②【<u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u>】又は【<u>連結損益及び包括利益計算書</u>】 (62)</p> <p>③【連結株主資本等変動計算書】 (63)</p> <p>④【連結キャッシュ・フロー計算書】 (64)</p> <p>⑤【連結附属明細表】 (65)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(以下このaにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。)の推移について記載すること。</p> <p>なお、特定会社(連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。)が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。)には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度(第四号の三様式記載上の注意(21)のgにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(30)のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p><u>(d)</u> 包括利益金額</p> <p><u>(e)</u>・<u>(f)</u> (略)</p> <p><u>(g)</u> 1株当たり純資産額(連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)</p> <p><u>(h)</u> (略)</p> <p><u>(i)</u> 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【企業情報】</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【経理の状況】 (59)</p> <p>1【連結財務諸表等】</p> <p>(1)【連結財務諸表】 (60)</p> <p>①【連結貸借対照表】 (61)</p> <p>②【<u>連結損益計算書</u>】 (62)</p> <p>③【<u>連結株主資本等変動計算書</u>】 (63)</p> <p>④【<u>連結キャッシュ・フロー計算書</u>】 (64)</p> <p>⑤【<u>連結附属明細表</u>】 (65)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(以下このaにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。)の推移について記載すること。</p> <p>なお、特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。)が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。)には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度(第四号の三様式記載上の注意(21)のgにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(30)のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(d)</u>・<u>(e)</u> (略)</p> <p><u>(f)</u> 1株当たり純資産額(連結財務諸表規則第44条の2の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)</p> <p><u>(g)</u> (略)</p> <p><u>(h)</u> 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(連結財務諸表規則第65条の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)</p>

(j) ~ (q) (略)

b 提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a) ~ (h) (略)

(i) 1株当たり純資産額(財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)

(j)・(k) (略)

(l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(m) ~ (u) (略)

c 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、aの(q)及びbの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、bの(j)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

d aの(l)及びbの(o)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

(26) ~ (59) (略)

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合にあつては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表(連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近2連結会計年度連結財務諸表という。)について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあつては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)、四半期連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあつては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)並びに持分変動計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。)又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあつては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)、中間連結株主資本等変動計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあつては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあつては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b・c (略)

(61) 連結貸借対照表

(i) ~ (p) (略)

b 提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a) ~ (h) (略)

(i) 1株当たり純資産額(財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)

(j)・(k) (略)

(l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(m) ~ (u) (略)

c 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、aの(p)及びbの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、bの(j)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

d aの(k)及びbの(o)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

(26) ~ (59) (略)

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合にあつては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあつては、四半期連結損益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)、四半期連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあつては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)及び持分変動計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。)又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあつては、中間連結損益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)、中間連結株主資本等変動計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあつては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)及び中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあつては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b・c (略)

(61) 連結貸借対照表

<p><u>最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（（60）aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。</u></p> <p>ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表。以下この（61）において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a～c （略）</p> <p>(62) <u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書</u>  <u>最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（（60）aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</u></p> <p>ただし、（61）ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（当該四半期連結貸借対照表が（61）のcに定める期間に係るものであって、提出会社が特定事業会社である場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書）を、また、（61）ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を併せて掲げること。</p> <p>(63) <u>連結株主資本等変動計算書</u>  <u>最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（（60）aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。</u></p> <p>ただし、（61）ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書を併せて掲げること。</p> <p>(64) <u>連結キャッシュ・フロー計算書</u>  <u>最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（（60）aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。</u></p> <p>ただし、（61）ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を、また、（61）ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</p> <p>(65) （略）</p> <p>(66) その他  a・b （略）  c 提出会社が特定事業会社であって、（62）ただし書の規定により（61）のcに定める期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げた場合には、当該期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載すること。  d・e （略）</p>	<p><u>最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。</u></p> <p>ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表。以下この（61）において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a～c （略）</p> <p>(62) <u>連結損益計算書</u>  <u>最近2連結会計年度の連結損益計算書を掲げて比較すること。</u></p> <p>ただし、（61）ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書（当該四半期連結貸借対照表が（61）のcに定める期間に係るものであって、提出会社が特定事業会社である場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書）を、また、（61）ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書を併せて掲げること。</p> <p>(63) <u>連結株主資本等変動計算書</u>  <u>最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。</u></p> <p>ただし、（61）ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書を併せて掲げること。</p> <p>(64) <u>連結キャッシュ・フロー計算書</u>  <u>最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。</u></p> <p>ただし、（61）ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を、また、（61）ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</p> <p>(65) （略）</p> <p>(66) その他  a・b （略）  c 提出会社が特定事業会社であって、（62）ただし書の規定により（61）のcに定める期間に係る四半期連結損益計算書を掲げた場合には、当該期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書の形式により記載すること。  d・e （略）</p>
--	---

(67) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下このaにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近2事業年度財務諸表という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68) ただし書、(69) のa ただし書、(70) ただし書及び(71) ただし書により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69) のa、(70) 及び(71) により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b～d (略)

e 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）が含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

g 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(68) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。（74）において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表。以下この(68)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

(67) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下このaにおいて同じ。）については、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68) ただし書、(69) のa ただし書、(70) ただし書及び(71) ただし書により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69) のa、(70) 及び(71) により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b～d (略)

e 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るものが含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

g 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(68) 貸借対照表

最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。（74）において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表。以下この(68)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a～c (略)

(69) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書 ( (67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書) を掲げること。

ただし、(68) ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書(当該四半期貸借対照表が(68)のcに定める期間に係るものであって、提出会社が特定事業会社である場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間に係る四半期損益計算書)を、また、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書を併せて掲げること。

b (略)

(70) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書 ( (67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書) を掲げること。

ただし、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書を併せて掲げること。

(71) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書 ( (67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書) を掲げること。

ただし、(68) ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を、また、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。

(72) ～ (82) (略)

(83) 最近の財務諸表

最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。)以外のもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(84) ～ (87) (略)

a～c (略)

(69) 損益計算書

a 最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、(68) ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書(当該四半期貸借対照表が(68)のcに定める期間に係るものであって、提出会社が特定事業会社である場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間に係る四半期損益計算書)を、また、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書を併せて掲げること。

b (略)

(70) 株主資本等変動計算書

最近2事業年度の株主資本等変動計算書を掲げること。

ただし、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書を併せて掲げること。

(71) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。

ただし、(68) ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を、また、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。

(72) ～ (82) (略)

(83) 最近の財務諸表

最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの以外のものを第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(84) ～ (87) (略)

改 正 案	現 行
<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c 最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書(以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>d (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。 (a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表(提出会社が特定会社(連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。)であって、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>e～g (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c 最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書(以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>d (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。 (a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表(提出会社が特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。)であって、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>e～g (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

改正案	現行
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【企業情報】</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【経理の状況】</p> <p>1【連結財務諸表等】</p> <p>(1)【連結財務諸表】</p> <p>①【連結貸借対照表】(10-2)</p> <p>②【<u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u>】又は【<u>連結損益及び包括利益計算書</u>】</p> <p>③【<u>連結株主資本等変動計算書</u>】</p> <p>④【<u>連結キャッシュ・フロー計算書</u>】</p> <p>⑤【<u>連結附属明細表</u>】</p> <p>(2)【その他】(10-3)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(10-2) 連結貸借対照表</p> <p><u>最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表(連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。)</u>について、<u>最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</u></p> <p>ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表(特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。))がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表。以下この(10-2)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(10-3) (略)</p> <p>(10-4) 貸借対照表</p> <p><u>最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)</u>について、<u>最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。</u></p> <p>ただし、1年を1事業年度とする会社(特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【企業情報】</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【経理の状況】</p> <p>1【連結財務諸表等】</p> <p>(1)【連結財務諸表】</p> <p>①【<u>連結貸借対照表</u>】(10-2)</p> <p>②【<u>連結損益計算書</u>】</p> <p>③【<u>連結株主資本等変動計算書</u>】</p> <p>④【<u>連結キャッシュ・フロー計算書</u>】</p> <p>⑤【<u>連結附属明細表</u>】</p> <p>(2)【その他】(10-3)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(10-2) 連結貸借対照表</p> <p><u>最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。</u></p> <p>ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表(特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。))がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表。以下この(10-2)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(10-3) (略)</p> <p>(10-4) 貸借対照表</p> <p><u>最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。</u></p> <p>ただし、1年を1事業年度とする会社(特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。</p>



<p>(10-5)において同じ。)が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表。以下この(10-4)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(10-5)～(14) (略)</p>	<p>(10-5)において同じ。)が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表。以下この(10-4)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(10-5)～(14) (略)</p>
---	---

改正案	現 行
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (25) (略)</p> <p>(26) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度。)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(a) ~ (g) (略)</p> <p>(h) 1株当たり純資産額(財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)</p> <p>(i)・(j) (略)</p> <p>(k) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)</p> <p>(1) ~ (t) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(27) ~ (59) (略)</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (25) (略)</p> <p>(26) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度。)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(a) ~ (g) (略)</p> <p>(h) 1株当たり純資産額(財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)</p> <p>(i)・(j) (略)</p> <p>(k) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)</p> <p>(1) ~ (t) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(27) ~ (59) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第二号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【企業情報】</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【経理の状況】</p> <p>1【連結財務諸表等】</p> <p>(1)【連結財務諸表】</p> <p>①【連結貸借対照表】</p> <p>②【<u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u>】又は【<u>連結損益及び包括利益計算書</u>】</p> <p>③【連結株主資本等変動計算書】</p> <p>④【連結キャッシュ・フロー計算書】</p> <p>⑤【連結附属明細表】</p> <p>(2)【その他】</p> <p>2 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第四部～第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 統合財務情報</p> <p>a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意（25）のaの（a）から（p）までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意（25）のbの（a）から（t）までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により連結財務諸表を作成し、又は財務諸表等規則第127条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下（8）において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。</p> <p>なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。</p> <p>組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(9)・(10) (略)</p>	<p>第二号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【企業情報】</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【経理の状況】</p> <p>1【連結財務諸表等】</p> <p>(1)【連結財務諸表】</p> <p>①【連結貸借対照表】</p> <p>②【<u>連結損益計算書</u>】</p> <p>③【<u>連結株主資本等変動計算書</u>】</p> <p>④【<u>連結キャッシュ・フロー計算書</u>】</p> <p>⑤【<u>連結附属明細表</u>】</p> <p>(2)【その他】</p> <p>2 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第四部～第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 統合財務情報</p> <p>a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意（25）のaの（a）から（o）までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意（25）のbの（a）から（t）までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により連結財務諸表を作成し、又は財務諸表等規則第127条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下（8）において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。</p> <p>なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。</p> <p>組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(9)・(10) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の七様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 ②【<u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u>】又は【<u>連結損益及び包括利益計算書</u>】 ③【<u>連結株主資本等変動計算書</u>】 ④【<u>連結キャッシュ・フロー計算書</u>】 ⑤【<u>連結附属明細表</u>】 (2)【その他】 2 (略) 第6・第7 (略) 第四部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二号の七様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 ①【<u>連結貸借対照表</u>】 ②【<u>連結損益計算書</u>】 ③【<u>連結株主資本等変動計算書</u>】 ④【<u>連結キャッシュ・フロー計算書</u>】 ⑤【<u>連結附属明細表</u>】 (2)【その他】 2 (略) 第6・第7 (略) 第四部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改正案	現行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【経理の状況】(39) 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】(40) ①【連結貸借対照表】(41) ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】(42) ③【連結株主資本等変動計算書】(43) ④【連結キャッシュ・フロー計算書】(44) ⑤【連結附属明細表】(45) (2) (略) 2 (略) 第6・第7 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(39) (略) (40) 連結財務諸表 a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(特定会社(連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。(47)のbにおいて同じ。)が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。(63)において同じ。)にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、<u>連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表(連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。)</u>について、<u>当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</u> b (略) c 連結財務諸表に対する監査報告書は、連結財務諸表に添付すること。 なお、連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表に対する監査報告書によるものとする。</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【経理の状況】(39) 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】(40) ①【連結貸借対照表】(41) ②【<u>連結損益計算書</u>】(42) ③【連結株主資本等変動計算書】(43) ④【連結キャッシュ・フロー計算書】(44) ⑤【連結附属明細表】(45) (2) (略) 2 (略) 第6・第7 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(39) (略) (40) 連結財務諸表 a 連結貸借対照表、<u>連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書</u>(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。(47)のbにおいて同じ。)が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。(63)において同じ。)にあっては、それぞれ連結貸借対照表、<u>連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書</u>に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、<u>前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</u> b (略) c 連結財務諸表に対する監査報告書は、連結財務諸表に添付すること。 なお、連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表に対する監査報告書によるものとする。</p>

<p>(41) (略)</p> <p>(42) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書 第二号様式記載上の注意 (62) の本文に準じて記載すること。</p> <p>(43) ~ (46) (略)</p> <p>(47) 財務諸表</p> <p>a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、<u>財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。</u></p> <p>b・c (略)</p> <p>d 財務諸表に対する監査報告書は、財務諸表に添付すること。 なお、財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表に対する監査報告書によるものとする。</p> <p>e 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るもの（<u>財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。</u>）が含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>f 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下この様式において「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。<u>財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。</u>）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>g 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（<u>財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。</u>）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(48) ~ (66) (略)</p>	<p>(41) (略)</p> <p>(42) 連結損益計算書 第二号様式記載上の注意 (62) の本文に準じて記載すること。</p> <p>(43) ~ (46) (略)</p> <p>(47) 財務諸表</p> <p>a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、<u>前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。</u></p> <p>b・c (略)</p> <p>d 財務諸表に対する監査報告書は、財務諸表に添付すること。 なお、財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に含まれた財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表に対する監査報告書によるものとする。</p> <p>e 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るものが含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。  ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>f 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下この様式において「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。  ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>g 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。  ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(48) ~ (66) (略)</p>
--	---

改正案	現 行
<p>第三号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (26) (略)</p> <p>(27) 財務諸表</p> <p>a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、<u>財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>c 財務諸表に対する監査報告書は、財務諸表に添付すること。 なお、財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表に対する監査報告書によるものとする。</p> <p>d 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るもの（<u>財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。</u>）が含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「3 その他」に記載すること。 ただし、消滅した会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>e 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（<u>財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。</u>）を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(28) ~ (46) (略)</p>	<p>第三号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (26) (略)</p> <p>(27) 財務諸表</p> <p>a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、<u>前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>c 財務諸表に対する監査報告書は、財務諸表に添付すること。 なお、財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に含まれた財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表に対する監査報告書によるものとする。</p> <p>d 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るものが含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「3 その他」に記載すること。 ただし、消滅した会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>e 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。 ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。</p> <p>(28) ~ (46) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】 ③【連結株主資本等変動計算書】 ④【連結キャッシュ・フロー計算書】 ⑤【連結附属明細表】 (2) (略) 2・3 (略) 第6～第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1) 「第4 提出会社の状況」中「1 株式等の状況」の「(6) 議決権の状況」については、当事業年度末現在及び有価証券報告書提出日の最近日現在について記載し、「第5 経理の状況」の「3 最近の財務諸表」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第5 経理の状況」の「2 財務諸表等」に記載したもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。)以外のもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)を、第二号様式記載上の注意(83)に準じて掲げること。 (2) (略)</p>	<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 ②【連結損益計算書】 ③【連結株主資本等変動計算書】 ④【連結キャッシュ・フロー計算書】 ⑤【連結附属明細表】 (2) (略) 2・3 (略) 第6～第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1) 「第4 提出会社の状況」中「1 株式等の状況」の「(6) 議決権の状況」については、当事業年度末現在及び有価証券報告書提出日の最近日現在について記載し、「第5 経理の状況」の「3 最近の財務諸表」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第5 経理の状況」の「2 財務諸表等」に記載したもの以外のものを、第二号様式記載上の注意(83)に準じて掲げること。 (2) (略)</p>



改正案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【経理の状況】(21) 1【四半期連結財務諸表】(22) (1)【四半期連結貸借対照表】(23) (2)【<u>四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書</u>】又は【<u>四半期連結損益及び包括利益計算書</u>】(24) (3)【<u>四半期連結キャッシュ・フロー計算書</u>】(25) 2 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間(当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。)の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。)である場合を除く。)には、当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間、当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間(以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。)及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間(以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。)並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社(四半期連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。)が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)は、これらの経営指標等に相当する指標等(21)のgにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等)の推移について記載すること。ただし、<u>(g)、(h)、(i)、(n)、(r)及び(s)</u>については、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、<u>(o)、(p)及び(q)</u>については、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。 (a)～(d) (略) <u>(e) 四半期包括利益金額</u> <u>(f) 包括利益金額</u> <u>(g)・(h)</u> (略) <u>(i) 1株当たり純資産額(四半期連結財務諸表規則第59条及び連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)</u> <u>(j)～(l)</u> (略) <u>(m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株</u></p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【経理の状況】(21) 1【四半期連結財務諸表】(22) (1)【四半期連結貸借対照表】(23) (2)【<u>四半期連結損益計算書</u>】(24)  (3)【<u>四半期連結キャッシュ・フロー計算書</u>】(25) 2 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間(当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。)の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。)である場合を除く。)には、当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間、当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間(以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。)及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間(以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。)並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社(四半期連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。)が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)は、これらの経営指標等に相当する指標等(21)のgにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等)の推移について記載すること。ただし、<u>(e)、(f)、(g)、(l)、(p)及び(q)</u>については、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、<u>(m)、(n)及び(o)</u>については、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。  (a)～(d) (略) (新設) (新設) <u>(e)・(f)</u> (略) <u>(g) 1株当たり純資産額(四半期連結財務諸表規則第59条及び連結財務諸表規則第44条の2の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)</u> <u>(h)～(j)</u> (略) <u>(k) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(連結財務諸表規則第65条の2第2項に規定する</u></p>

式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(n) ~ (s) (略)

b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合(当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第2四半期会計期間(当事業年度の最初の四半期会計期間(以下この様式において「第1四半期会計期間」という。))の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。))である場合を除く。))には、提出会社の当四半期会計期間及び当四半期累計期間、当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間(以下この様式において「前年同四半期会計期間」という。))及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間(以下この様式において「前年同四半期累計期間」という。))並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(f)、(g)、(h)、(i)、(j)、(p)、(t)及び(u)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(q)、(r)及び(s)については、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

(a) ~ (i) (略)

(j) 1株当たり純資産額(四半期財務諸表等規則第52条及び財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)

(k) ~ (m) (略)

(n) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(o) ~ (u) (略)

c (略)

(6) ~ (21) (略)

(22) 四半期連結財務諸表

a (略)

b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書及び四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。))については、四半期連結累計期間に係るもの(前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。))及び四半期連結会計期間に係るもの(前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。))を記載すること。

c ~ f (略)

(23) (略)

(24) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書

a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げて比較すること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

b 当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書と前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げて比較すること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、記載を要しない。

(24-2)・(25) (略)

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(1) ~ (q) (略)

b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合(当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間(当事業年度の最初の四半期会計期間(以下この様式において「第1四半期会計期間」という。))の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。))である場合を除く。))には、提出会社の当四半期会計期間及び当四半期累計期間、当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間(以下この様式において「前年同四半期会計期間」という。))及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間(以下この様式において「前年同四半期累計期間」という。))並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(f)、(g)、(h)、(i)、(j)、(p)、(t)及び(u)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(q)、(r)及び(s)については、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

(a) ~ (i) (略)

(j) 1株当たり純資産額(四半期財務諸表等規則第52条及び財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)

(k) ~ (m) (略)

(n) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(o) ~ (u) (略)

c (略)

(6) ~ (21) (略)

(22) 四半期連結財務諸表

a (略)

b 四半期連結損益計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。))については、四半期連結累計期間に係るもの(前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。))及び四半期連結会計期間に係るもの(前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。))を記載すること。

c ~ f (略)

(23) (略)

(24) 四半期連結損益計算書

a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を掲げて比較すること。

b 当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書と前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、記載を要しない。

(24-2)・(25) (略)

<p>(26) その他  a～c (略)  d 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、<u>第3四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載すること。</u></p> <p>(27) ～ (31) (略)</p> <p>(32) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表  提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間に該当する場合は、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意(25)から(36)までに準じて、<u>中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。)</u>を記載すること。  なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る損益の状況を<u>四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「2 その他」(四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「4 その他」)</u>に記載すること。</p> <p>(33) ～ (38) (略)</p>	<p>(26) その他  a～c (略)  d 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、<u>第3四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書の形式により記載すること。</u></p> <p>(27) ～ (31) (略)</p> <p>(32) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表  提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間に該当する場合は、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意(25)から(36)までに準じて、<u>中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。)</u>を記載すること。    なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る損益の状況を<u>四半期連結損益計算書の形式により「2 その他」(四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「4 その他」)</u>に記載すること。</p> <p>(33) ～ (38) (略)</p>
--	---

改正案	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【経理の状況】(24) 1【中間連結財務諸表等】 (1)【中間連結財務諸表】(25) ①【中間連結貸借対照表】(26) ②【<u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u>】又は【<u>中間連結損益及び包括利益計算書</u>】 (27) ③【中間連結株主資本等変動計算書】(28) ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】(29) (2) (略) 2 (略) 第6 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により中間連結財務諸表を作成した場合(特定会社(中間連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。))が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))は、これらの経営指標等に相当する指標等)の推移について記載すること。 (a)～(d) (略) <u>(e) 中間包括利益金額</u> <u>(f) 包括利益金額</u> <u>(g)・(h)</u> (略) <u>(i) 1株当たり純資産額</u>(中間連結財務諸表規則第46条及び連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。) <u>(j)～(l)</u> (略) <u>(m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額</u>(連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。) <u>(n)～(s)</u> (略) b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。 (a)～(i) (略)</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【経理の状況】(24) 1【中間連結財務諸表等】 (1)【中間連結財務諸表】(25) ①【中間連結貸借対照表】(26) ②【<u>中間連結損益計算書</u>】(27)  ③【中間連結株主資本等変動計算書】(28) ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】(29) (2) (略) 2 (略) 第6 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により中間連結財務諸表を作成した場合(特定会社(中間連結財務諸表規則第1条の2に規定する<u>特定会社をいう</u>。以下この様式において同じ。))が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))は、これらの経営指標等に相当する指標等)の推移について記載すること。 (a)～(d) (略) (新設) (新設) <u>(e)・(f)</u> (略) <u>(g) 1株当たり純資産額</u>(中間連結財務諸表規則第46条及び連結財務諸表規則第44条の2の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。) <u>(h)～(j)</u> (略) <u>(k) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額</u>(連結財務諸表規則第65条の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。) <u>(l)～(q)</u> (略) b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。 (a)～(i) (略)</p>

(j) 1株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第36条の3及び財務諸表等規則第68条の4第1項の既定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）

(k)～(m) (略)

(n) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(o)～(u) (略)

c 「4 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、aの(s)及びbの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

(6)～(24) (略)

(25) 中間連結財務諸表

a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間（以下この様式において「前中間連結会計期間」という。）に係るものを左側に、当中間連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

なお、(26)、(27)、(28)及び(29)の規定により、要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を中間連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書又は要約連結損益及び包括利益計算書（有価証券報告書に記載された連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、有価証券報告書に記載された連結株主資本等変動計算書又は要約連結株主資本等変動計算書（当該連結株主資本等変動計算書を中間連結株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）並びに有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書（当該連結キャッシュ・フロー計算書を中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。

b・c (略)

(26) (略)

(27) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書  
当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を掲げて比較すること。なお、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」と、中間連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

なお、上記書類を掲げた場合には、前連結会計年度に係る要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書又は要約連結損益及び包括利益計算書を併せて掲げること。

(28)～(46) (略)

(j) 1株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第36条の3及び財務諸表等規則第68条の4の既定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）

(k)～(m) (略)

(n) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(o)～(u) (略)

c 「4 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、aの(q)及びbの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

(6)～(24) (略)

(25) 中間連結財務諸表

a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間（以下この様式において「前中間連結会計期間」という。）に係るものを左側に、当中間連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

なお、(26)、(27)、(28)及び(29)の規定により、要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を中間連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、要約連結損益計算書（有価証券報告書に記載された連結損益計算書を中間連結損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、有価証券報告書に記載された連結株主資本等変動計算書又は要約連結株主資本等変動計算書（当該連結株主資本等変動計算書を中間連結株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）及び有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書（当該連結キャッシュ・フロー計算書を中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。

b・c (略)

(26) (略)

(27) 中間連結損益計算書  
当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書を掲げて比較すること。

なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結損益計算書を併せて掲げること。

(28)～(46) (略)

改正案	現 行
<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(a)～(h) (略)</p> <p>(i) 1株当たり純資産額(中間財務諸表等規則第36条の3及び財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)</p> <p>(j)～(l) (略)</p> <p>(m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)</p> <p>(n)～(t) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(6)～(30) (略)</p>	<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(a)～(h) (略)</p> <p>(i) 1株当たり純資産額(中間財務諸表等規則第36条の3及び財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)</p> <p>(j)～(l) (略)</p> <p>(m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)</p> <p>(n)～(t) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(6)～(30) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (52) (略)</p> <p>(53) 財務書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務書類は、最近2事業年度(連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度(最近2事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度))のもの(附属明細表については最近1事業年度のもの)を掲げること。</p> <p>ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。</p> <p>(a) ~ (c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(54) ~ (64) (略)</p> <p>(65) 最近の財務書類</p> <p>最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務書類(附属明細表を除く。)のうち、第二部に掲げたもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。)以外のもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)を第二部の記載に準じて掲げること。</p> <p>(66) ~ (69) (略)</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (52) (略)</p> <p>(53) 財務書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務書類は、最近2事業年度(附属明細表については最近1事業年度)のものを掲げること。</p> <p>ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。</p> <p>(a) ~ (c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(54) ~ (64) (略)</p> <p>(65) 最近の財務書類</p> <p>最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務書類(附属明細表を除く。)のうち、第二部に掲げたもの以外のものを第二部の記載に準じて掲げること。</p> <p>(66) ~ (69) (略)</p>